

当社発電設備に係る点検・調査結果を踏まえた今後の具体的な行動計画 【概要版】

当社は、平成19年3月30日に経済産業省に提出した、「当社発電設備に係る点検・調査結果についての報告書」で示した点検・調査結果を踏まえて、今後の取り組みについてとりまとめ、4月6日に「当社発電設備に係る点検・調査結果を踏まえた今後の取り組みについて」を提出した。
本報告書は、4月6日に提出した報告内容に関し、具体的な行動計画を定め報告を行うようにとの同省からの指示（平成19・04・18原第42号）を受け、実施事項の内容やスケジュール等を明確にし、とりまとめたものである。

1. コンプライアンス意識の一層の定着・浸透

- ① 「よんでんグループ行動憲章」等の周知徹底による法令遵守および企業倫理の徹底を基本とした事業運営の継続
- ・全従業員に対する「よんでんグループ行動憲章」等の周知・徹底 など
- 【主管箇所】経営企画部、総務部
【実施時期】経営層の巡回（4～6月）、事務局の巡回（10～11月） など
- ② 常設委員会等における継続的対応
- ・常設のCSR推進会議、コンプライアンス推進委員会において、適宜、社外有識者を加え、コンプライアンス定着・浸透のあり方等につき検討
 - ・コンプライアンス相談窓口等を活用した調査の継続
- 【主管箇所】経営企画部、総務部
【実施時期】CSR推進会議（5月）、コンプライアンス推進委員会（7,12,3月）の開催 など
- ③ 従業員に対する法令遵守や企業倫理の徹底など社会的責任の遂行要請
- ・全従業員に対する今回の点検・調査結果を踏まえた社長メッセージの発信
 - ・今回の点検・調査結果等の社内新聞への掲載（全従業員、OBに配布）
- 【主管箇所】経営企画部、総務部
【実施時期】社長メッセージ（3月30日）の発信、社内新聞への掲載（4月1日） など
- ④ コンプライアンスに関する教育・研修等の一層の充実
- ・全従業員を対象としたeラーニングを使った事例研修の継続実施
 - ・日本原子力技術協会が所有するeラーニングを活用した安全文化醸成に係る教育の実施（原子力部門） など
- 【主管箇所】経営企画部、原子力部、総務部
【実施時期】事例研修の実施（4～5月）、社内新聞への掲載（4月1日） など
- ⑤ グループ大でのコンプライアンスの推進
- ・「よんでんグループコンプライアンス推進協議会」を中心としたコンプライアンスの推進
- 【主管箇所】総務部
【実施時期】推進協議会の開催（5,10月） など
- ⑥ 電力中央研究所等による原子力安全文化に係る組織風土評価の継続実施（原子力部門）
- 【主管箇所】原子力部
【実施時期】組織風土を評価するための意識調査の実施（7～10月） など

2. 「風通しの良い」コミュニケーションの仕組み作り

- ① 対話機会の充実
- ・定期的なグループディスカッション等を通じた業務上の悩み等を軽減するための対話機会の充実
 - ・不適切事案が確実に報告されるような「言い出す仕組み・環境」の徹底 など
- 【主管箇所】経営企画部、水力部、火力部、原子力部
【実施時期】随時実施
- ② 法務・コンプライアンスに係るサポートの徹底等
- ・第一線職場への法令・社内規程の解釈等のサポート徹底 など
- 【主管箇所】経営企画部、水力部、火力部、原子力部
【実施時期】随時実施

- ③ 規制機関や自治体との良好なコミュニケーション
- ・保安検査官の原子力施設へのフリーアクセス環境の維持
 - ・愛媛県、伊方町への原子力関係情報の提供、公開の仕組みの継続実施 など
- 【主管箇所】原子力部
【実施時期】随時実施

3. 品質保証面のデータ・知見の蓄積と活用（原子力部門）

- ・原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）への積極的な情報登録の継続実施
 - ・PWR事業者連絡会（JPOG）等における電力各社およびメーカーとの継続的な情報共有化、予防対策検討
 - ・ニューシア情報、不適合情報活用の継続実施
- 【主管箇所】原子力部
【実施時期】随時実施

4. 国の報告書を踏まえた当社の今後の取り組み

- ① 原子力分野
- a. 国から要請のあった事項への対応
- ・安全協定に基づく正常状態以外の通報事象について、社内外関係箇所への情報連携の継続実施
 - ・原子炉等規制法および電気事業法並びにこれらに係る法令遵守のための保安教育の継続実施
 - ・原子炉主任技術者の独立性の維持 など
- b. 国の報告書に示された事項への対応
- ・法令遵守体制等の保安規定への明確化や保安の措置のための講ずべき措置の追加など、省令改正を踏まえた適切な対応
 - ・保安検査官による運転データなどの監視や保安活動全般に係る情報の確認方法など、検査制度運用改善PTの検討結果を踏まえた適切な対応 など
- ②水力・火力分野
- a. 国から要請のあった事項への対応
- ・電気事業法・河川法およびこれらに係る法令や技術に係る保安教育の継続実施
 - ・社内部門間の情報共有の徹底、他社間との情報共有や他産業からの情報入手とそれらの活用など、安全確保に向けた対応能力の強化
- b. 国の報告書に示された事項への対応
- ・電気事業法に基づく保安規程の記載内容の充実や電気主任技術者の役割強化など、省令改正を踏まえた適切な対応
 - ・火力・水力に係る規制や技術基準等の見直しを踏まえた適切な対応
 - ・保安規程等の遵守や保安活動を外部評価する仕組みの検討など、国の検討結果を踏まえた適切な対応 など

5. 具体的な行動計画の確認と評価

本行動計画の内容については、各項目の実施状況ならびに実効性を、各主管箇所が中心になって各項目に応じた適切な時期に確認・評価を実施する。さらに、毎年度、弁護士等の第三者を加えたCSR推進会議において全体評価を行ったうえ、その結果を当社のホームページに開示することにより、業務品質のさらなる向上につなげていく。